

宅地内給水装置等修繕工事【単価契約】

積算資料（令和8年4月）

令和8年4月
給水課

○宅地内給水装置等修繕工事における間接工事費率（共通仮設費率・現場管理費率）及び一般管理費等率

案件名称	共通仮設費率	現場管理費率	一般管理費等率
令和8年度 宅地内給水装置等修繕工事 (A) 【単価契約】	12.11%	36.14%	20.24%
令和8年度 宅地内給水装置等修繕工事 (B) 【単価契約】	12.23%	36.30%	20.33%
令和8年度 宅地内給水装置等修繕工事 (C) 【単価契約】	12.15%	36.19%	20.27%
令和8年度 宅地内給水装置等修繕工事 (D) 【単価契約】	11.92%	35.87%	20.09%
令和8年度 宅地内給水装置等修繕工事 (E) 【単価契約】	11.45%	35.23%	19.73%
令和8年度 宅地内給水装置等修繕工事 (F) 【単価契約】	11.28%	35.00%	19.59%
令和8年度 宅地内給水装置等修繕工事 (G) 【単価契約】	12.59%	36.78%	20.60%
令和8年度 宅地内給水装置等修繕工事 (H) 【単価契約】	13.26%	37.65%	21.07%

○宅地内給水装置等修繕工事における積算内容及び参照事項

- 設計書の工種は発注ごとに見直しを行っているため、設計書の請負工事費明細書（単価契約）の工種を確認すること。
- 本工事の積算は、「土木工事積算基準（大阪市水道局）令和7年11月」（以下「積算基準」という。）に基づき行っている。
主に「6 給水装置等工事編 第4章宅地内給水装置等修繕工事」を参照すること。
- 管材費に該当するものは、「積算基準」に則り、間接工事費の対象額に注意すること。
※共通仮設費：管材費の1/2の金額は対象に含めない。
※現場管理費：管材費の1/2の金額は対象に含めない。
※一般管理費等：管材費の全額を対象とする。
なお、管材費については「積算基準」に記載のとおりであり、きょう類（止水栓ボックスやメータボックスなど）の費用は管材費対象でないため、全額を間接工事費の対象とする。
- 各工種における、間接工事費及び一般管理費等の計上の有無については、「積算基準」の「6 給水装置等工事編 第4章宅地内給水装置等修繕工事」に記載のとおりとする。
工種によっては、間接工事費などを計上しないものがあるため、十分に注意すること。
※下位の単価には、間接工事費ならびに一般管理費等は計上しないため、注意すること。
- 材料単価は、「管路資材等価格調査報告書（令和7年10月）」、「積算資料（令和7年10月）」、「建設物価（令和7年10月）」を参照すること。
- 労務単価については令和8年3月時点とし、時間的制約における割増補正は、昼夜共に割増なしとする。
- 水道事業実務必携及び土木工事積算基準の歩掛における配管工の労務単価は「公共工事設計労務単価」に4%加算した額とする。
- 施工地域区分による補正は、「なし」とする。
- 「積算基準」に記載の標準数量表に管材費対象の項目が含まれる場合は、間接工事費の対象額に注意すること。

○「管路資材等価格調査報告書」等、各種資料に掲載されていない材料等の単価については次表のとおりとする。

名 称	形 質 寸 法	単 位	単 価 (円)
止水栓用埋金	13~25mm	個	682
ユニオンナット (止水栓用)	13	個	1,140
ユニオンナット (止水栓用)	20	個	1,690
ユニオンナット (止水栓用)	25	個	2,640
ユニオンナット (止水栓用)	50	個	3,640
異径ユニオンナット	25×13	個	1,190
その他材料		組	10